

特別栽培農産物の表示に係る比較の基準（地域慣行レベル）

平成 2 1 年 7 月 策 定
江 田 島 市

江田島市地域慣行レベルの策定にあたって

1 考え方

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」において、化学合成農薬及び化学肥料の慣行レベルは「地方公共団体が定めたもの又はその内容を確認したもの」と記載されており、江田島市内で生産される農産物について、次のとおり定めることとした。

対象品目と作型（以下「品目等」という。）については、当面、広島県地域慣行レベルに記載がないものについて、江田島市の農業振興につなげるために必要な品目等とする。

化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量については、市内の栽培実態に加え、他地域の慣行レベル、種苗会社推奨基準を検討材料とし、関係機関で構成する江田島市農業振興会議で協議して算定することとする。

2 カウントのしかた

（1）対象期間

ほ場については、前作の収穫終了後から、作物については、種子・種苗から、収穫・調整までの期間とする。

（2）節減対象農薬及び化学肥料

対象期間中に使用される化学合成農薬（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第 1 0 条第 1 号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成 1 2 年 7 月 1 4 日農林水産省告示第 1 0 0 5 号）の一に掲げる農薬を除く）の有効成分の延べ使用回数及び化学肥料の窒素分量とする。

特別栽培農産物の表示に係る慣行レベル（江田島市地域慣行レベル）

1 作物区分

野菜

2 品目名

非結球メキャベツ（プチヴェール）

3 作型

夏播き

4 節減対象農薬の使用回数

1 4 回

5 化学肥料の窒素分量

2 0 kg/10a